

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 国際課税の基本的ルール

#### －総合主義と帰属主義－

##### (1) 中堅・中小企業の海外進出

最近、中堅・中小企業が海外に支店を開設することや現地法人を設立することは一般的になりました。

そのような場合に、課税がどのようになされるかを理解しておくことは重要であると思われます。

##### (2) 判断の基準

###### ① 居住地国（例えば日本）と所得源泉地国が一致している場合

居住地国（日本）の税制のみに従って課税がなされます。

###### ② 居住地国（例えば日本）と所得源泉地国が一致していない場合

i 居住地国では、原則として全世界所得課税がなされます。そのため所得源泉地国が居住地国（日本）と異なるものがある場合であっても、居住地国（日本）の課税を受けます。

ii 次に、所得源泉地国における課税範囲の検討を行います。所得源泉地国で課税される範囲は、その国に「恒久的施設（PE）」を有しているか否かによって異なります。原則として、事業活動から生じた所得に対して、「恒久的施設がなければ課税しない」ということになります。そのため、恒久的施設があると判断された場合には所得源泉地国の課税を受けることになります。

##### (3) 二重課税の排除

(2) で述べたように、所得源泉地国で課税を受けた場合には、二重課税となっていますので居住地国で「二重課税の排除」を行います。この点については、居住地国（例えば日本）と所得源泉地国との間で締結された租税条約を確認しておく必要があります。

##### (4) 総合主義から帰属主義へ

従来、日本は総合主義を採用していましたが、平成26年の税制改正で帰属主義の考え方に移行しました。そのため、国内源泉所得のうち恒久的施設（PE）に帰属する部分に対しての総合課税がなされることになりました。